

平成27年度当初予算編成に対する重要政策提言

※前文割愛

1 防災・減災対策の推進

(1) 積極的な防災・減災対策

近年の地球規模の気候変動も一因となり、想像を超える局地的な豪雨などによる自然災害が頻発し、尊い人命や財産、社会基盤施設に多大な被害が生じている。

阪神・淡路大震災の経験からも分かるように、一度被災すれば後年への大きな負担となり、県政にも莫大な財政負担がのしかかってくる。

近年の状況と過去の経験を鑑み、今こそ県民の安全安心が確保できる県政を推進すべきであり、県民の生命・財産を守るための「津波防災インフラ整備5箇年計画」や「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」等を着実に推進することにより、避難の時間を作り適切に誘導できるインフラの整備と物的被害を最小限に留める減災対策に積極的に取り組むこと。

(2) 都市型水害対策

都市部では、アスファルトやコンクリートで舗装されている土地が多く、排水能力を超える雨が降れば一気に被害が広がる恐れがあり、地下空間も高度に利用されているため、溢れた水が地下に流れ込めば重大な被害を引き起こすことが予測されることから、排水能力や貯水能力の向上、地下空間の水没対策など、都市型水害対策について推進を怠らないこと。

具体的には、今後新規に建設にあるいは更新される公共施設について、地下雨水貯留槽設置の標準化を検討すること。

(3) 防災意識の醸成

自然災害に対しては、施設整備等の強靱化という「守り」のハード面からの対策はもとより、万が一に備えて「逃げる」というソフト面での防災意識の醸成も図っていく必要がある。

平時から県民一人ひとりが居住する地域の危険性を認識するとともに、避難勧告等による避難はもとより、気象情報等の防災情報により自主的に避難できるよう、学校や地域等の様々な場を通じて防災教育を推進すること。

(4) 消防車の標準化

各自治体単位で発注（購入）している消防車を標準化されれば、メーカーによる大量生産が可能となり、購入価格を引き下げられるだけでなく、製造コストの低減化が実現できれば国内事業者の海外競争力の向上にも繋がることから、消防車の標準仕様を定められないか検討すること

2 危険ドラッグの蔓延防止

若者を中心に汚染が拡大し、社会問題となっている危険ドラッグについて、販売や製造を規制するため、本県独自の条例制定に向けた手続きが進められている。

当該条例をより実効性のあるものとするべく、危険ドラッグの販売等についてさらなる実態把握に努め、県警と連携した店舗への徹底した立ち入り調査を実施するとともに、教育機関等と連携した薬物の危険性やモラルの周知等、積極的な啓発活動を行い、これらの取組みに関わる体制を整備・強化すること。

3 男女の共生 ～真の男女共同参画と家庭の再生に向けて～

(1) 男女共同参画社会づくり施策の展開

男女共同参画社会づくりの推進に当たっては、「男らしさ」「女らしさ」を前提とした社会・家庭のあり方や性別に基づく役割分担を一律に問題視し、否定しようとする傾向があるが、これらには男女の性差や特性を踏まえ、歴史的経緯を経て作り上げられた文化といえる面もあり、一方的に否定すべきものではない。

また、伝統的家庭制度の排除を求める動きも厳に慎むべきであり、特に専業主婦に誇りが持てる感覚を排除してはならない。ややもすると専業主婦は、男女共同参画社会のなかで存在を軽視・否定される風潮があるが、この風潮は厳

に戒めるべきである。

男女共同参画社会づくりは、男女共同参画社会基本法で求められているとおり、本来は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、男女が差別を受けることなく、対等なパートナーとして様々な分野に参画し、利益も責任も分かち合っていけるような社会を目指す取り組みであり、特定の偏った価値観を押しつけないこと。

平成23年度から「新ひょうご男女共同参画プラン21」がスタートしたが、真の男女共同参画社会の構築に向けて、前記の観点に立って施策を展開するとともに、県立男女共同参画センターの書籍の選定や講座の実施、講師の選任、機関誌の編集のほか、庁内男女共同参画ワーキンググループ構成員の選定について、中立性の確保等、特段の配慮を図ること。

(2) 少子化対策

少子化対策としては、「子育ての社会化」の考えのもと、保育サービスの拡充、育児休業の充実など働きながら子育てを行う家庭への支援施策に力が入れている。しかし、近年子供の数は一貫して減少しており、一方で、育児に専念する専業主婦家庭の子育てに対する支援施策は手薄であると感じる。

少子化対策においては、仕事と家庭の両立を推進するばかりでなく、子育てにおける「家庭」の役割の重要性を再認識し、子育てに力点を置くことが出来る専業主婦の立場を尊重し支援するとともに、専業主婦家庭などこれまでの典型であった家族形態の家庭が、安心して子供を産み育てることができる支援施策の充実を図ること。

待機児童対策として保育所の増設が進められているが、その裏では保育士不足が深刻化するとともに質の低下も進み、受入数拡大のブレーキとなっている。待機児童対策に当たっては、施設の整備などハード面ばかりでなく、保育士の処遇の改善や質の向上など、保育士の確保に向けたソフト面の対策を強化すること。

4 障害者に対する支援の推進

(1) 障害者雇用の促進

障害者雇用を促進するため、障害者が能力・適性に応じて働くことができるよう、現在、主に充てられている清掃等の業務以外に、障害者が得意とする（可能な）作業項目を発掘し、民間企業も含め県全体に情報発信する必要があることから、県庁舎内で様々な作業を試験的に任せ雇用を充実するとともに、県における障害者（主に知的・精神障害者）雇用を拡充すること。

(2) 高次脳機能障害者への支援

高次脳機能障害者は、世間での認知度や専門家・施設の数も不足しており、充分なリハビリテーションや治療が受けられない状況にあることから、県立総合リハビリテーションセンターの機能を充実させるとともに、地域ごとに活躍している支援者団体を支える相談員の配置や団体同士をつなぐ情報・交流拠点機能としてホームページを充実強化すること。

5 総合診療医師の養成

医療の専門化が進む中、総合的な診療能力を有する「統合診療医師」は、高齢化が進む我が国において、特に地域医療で必要とされる人材であり、都市病院においても診療効率や患者の負担軽減のため活躍が期待されている。

優秀で志の高い医師が輩出されるよう、引き続き県として総合診療医師の養成を推進すること。

6 サイクリングアイランド淡路の推進

淡路県民局では、淡路島ロングライド150の開催支援や、サイクリストが訪れやすい環境整備などサイクリングアイランド淡路の推進に取り組んでいる。

淡路島の美しい風景と豊かな食を組み合わせれば、スポーツツーリズムの観点からも、サイクリストにとって大きな魅力になり、島内の活性化にも貢献すると思われるが、淡路島は狭い道路も多く、サイクリストの増加による自動車等と

の交通事故の増加も懸念されることから、大規模自転車道の整備など自転車が走りやすい道路の整備を進めること。

また、淡路島を「サイクリングアイランド」として売り出していこう、サイクリストを歓迎しようという気運が広く地元の方々に醸成されるような取り組みを進めること。

7 自然との共生

(1) クマの異常出没対策

平成24年3月に策定された「第3期ツキノワグマ保護管理計画」では、クマの生息数が回復したとして、推定生息数によって捕獲後の原則殺処分や狩猟の解禁など、保護から捕殺に軸足を移す内容となっている。

当該計画の前提となるクマの推定生息数は不確実性が高く、この曖昧な数値を元に保護政策の緩和に舵を切り、絶滅の危険が増大している種として県が指定しているツキノワグマを過度に処分することは、将来取り返しのつかない事態を招く恐れもあり、できる限り捕殺数を減らすための対策を練るべきである。

捕殺数の上限の設定の検討のほか、奥山におけるえさ場の確保、野生動物の保護や奥山保全に努める市民団体との連携等により、野生動物と共生できる森づくりを推進すること。

(2) 森林動物研究センターの取り組み

森林動物研究センターにおいては、野生動物の生息状況、生態等の調査・研究を踏まえた個体数管理を行うこととなっているが、個体数管理以外の保護管理方法を検討し、野生動物と共生できる環境の整備を図ること。

(3) 新しい観点に立ったエコ・ツーリズムの推進

高齢人工林の整備や里山林の再生を、これまでの森林関係者だけでなく、ボランティアによる森林の整備を進めるなど、自然を見るエコ・ツーリズムから自然と触れ合えるエコ・ツーリズム、あるいは野生動物の棲める森林の育成・維持管理を行うエコ・ツーリズムに発展させ、都市と農山村の共生を推進すること。

(4) 県民緑税の一層活用

県民緑税について、奥山におけるクマなど野生動物のえさ場の確保、荒廃した経済林を自然林へと戻す取組みの推進、森林の育成・維持管理を行うエコ・ツーリズムの産業化による中山間地の新たな雇用の創出などへの新たな活用を図ること。

(5) バイオディーゼル燃料の活用促進

バイオディーゼル燃料（BDF）は、軽油と混合すると軽油引取税が課税されるためBDF100%燃料（B100）として利用されているのが実態だが、B100の使用は車両に負荷がかかり、排ガス規制強化への対応も難しい。

BDFの活用促進に向け全国に先駆けて創設されたバイオディーゼル混合軽油への軽油引取税免除制度のBDF事業者への普及を図るとともに、県下での民間事業者やNPO法人、自治体等によるバイオマス利活用の先導的な取組みを引き続き積極的に支援すること。

8 兵庫県産和牛の東南アジア・イスラム圏への輸出推進

本県には、世界ブランド神戸牛をはじめ、但馬牛、三田牛と世界的な知名度はまだにしても自由化の進展に適応する素地は十分にある。これら黒毛和牛の高級ブランド肉は米国産や豪州産の牛肉と競合しておらず、日本がTPPに参加しても残っていくとの見方がある。

成長著しいアジアの富裕層をターゲットとする戦略が有効であると言われて久しいが、今後は、東南アジアを中心としたイスラム圏への輸出と畜場の整備に力を入れ、ハラールに対する情報を徹底的に情報収集することにより東南アジア・イスラム圏への輸出を推進すべきである。

すでに国内に存在するUAEドバイを中心としたハラール対応ではなく、マレーシアやインドネシアを中心とした政府機関認証のと畜場を全国に先駆けて整備し、早期にハラール認証取得して兵庫県内の畜産農家及び付随する加工業の発展に最大限の後方支援を行うこと。

9 国際青果市場の誘致

我が国から輸出される農産物は、国内でも高級品とされる「いちご」や「サクランボ」、栽培方法にこだわった「コメ」などであり、海外でも富裕層に人気があると言われているが、一般的には特別な先進農家の取り組みが中心である。

近郊農業が多い宝塚市や伊丹市などに近い伊丹空港や神戸空港のそばに国際青果市場があれば、農家は難しい輸出手続きや販路開拓などを考えなくても良く、果物や野菜、コメを持ち込むだけで、海外からの仲買業者及び卸しが常駐し購入してくれる。また、国際青果市場の整備は、空港の真の国際空港化や海外からの買い付けに来る業者の誘致にもつながり、観光にも寄与することが考えられる。

「攻めの農業」の一方策として、常にアンテナを張り情報収集して、国際青果市場の整備を実現すること。

10 飼料自給率の向上

農林水産省の試算によると、我が国の全蓄種ベースでの飼料需給は、牧草など主に国産品で賄われている粗飼料が21.7%、主に輸入に依存している農濃飼料が78.3%となっている。また飼料費が畜産経営に占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛では4～5割、濃厚飼料中心の豚や鶏では6～7割を占める。

世界的な不作や干ばつ等によって輸入量が制限されるような事態が発生した場合、我が国の畜産業は現在の生産能力を維持できず畜産業全体に壊滅的なダメージを与えることが考えられる。

現在、国の取り組みとして飼料自給率向上関連事業が実施されているが、県内の取組状況や本県の実産能力を調査し、減反政策の転換に合わせた飼料米の生産推進に注力すること。

11 教育現場へのICT導入促進

学校教育における情報化は、教育内容の充実や教員の負担軽減など大きな効果が

期待できることは言うまでもない。

教員の誰もが日常的にICTを活用した授業を実践できるよう、引き続き教員の指導力の向上を図るとともに、教員の異動も考慮して、学校間のシステムの互換性や共通性を確保すること。

12 狭隘な警察署の改善

災害発生時に治安活動の拠点となる警察署は、建物の耐震性もさることながら、運用面でも災害に強くなければならない。狭隘が著しい警察署では荷物が廊下に溢れるなど、災害時はもちろん日常業務にも支障をきたしており、勤務環境の改善の面からも早急に増築等の対策を講じること。

13 交通信号機設置箇所の見直し

交通信号機は、地域からの新設要望に対して設置実績が低く県民の要望に応えられていない状況にある一方、交通量が激減したような箇所でも継続設置されており、設置位置の再検討が必要である。

欧米諸国で積極的に整備が進む交通信号機が不要の円形交差点「ラウンドアバウト」の導入を検討するなど、交通信号機の設置箇所の見直しを進めること。

14 県有財産の有効活用

(1) 県営住宅の募集拡大

県営住宅を空室のまま放置しておくことは県有財産の浪費であり、住家は居住者がいない方が早く傷むというデメリットもある。

入居にあたっての改修費を低減化し、一戸でも多く募集をかけるとともに、応募が集まらない住宅については募集の方法や賃料を改めて検討すること。

(2) 県立施設の利用促進

兵庫県公館や県立図書館・フラワーセンター等、県が所有する施設の中には、歴史的・文化的・立地的価値等が高いにもかかわらず限定された方法でしか利用

されず、その能力を十分に発揮していないものがある。時代に合わせた様々な利用方法を検討し、より多くの県民に利用され、その潜在価値が活かされるよう工夫すること。

(3) 企業用地等の売却促進

県有地の売却は、単に資産売却益の金銭的評価だけでなく、売却（土地の新たな活用）による“周辺地域の活性化”という要素も考慮したうえで、景気の回復や設備投資誘導政策等により需要が高まっているこの時期を逃すことなく、保有する企業用地等の売却を積極的に促進すること。

15 人事評価の透明化

職員の意欲を向上させ、公正かつ客観的な人事評価制度とするため、人事システムの透明性を確保する必要があることから、人事評価をはじめ、特別研修や外部派遣にあたっての内部試験の結果を職員本人に開示すること。

16 人事交流の促進

国や県下市町あるいは関西広域連合間での行政連携をスムーズに行うためには、情報の交換はもとより人材そのものの相互交流を進めることがより効果的であり、外で得た経験や人脈が持ち帰られた職場の効率および環境改善につながることも期待される。県職員に限らず、市町間の人事交流を促進するようなシステムの構築も含め、行政職員の人事交流を促進すること。

以上